

平成16年年金制度改正の施行状況について

1. 制度改正の施行スケジュール

改正法は、本年10月より平成20年4月にかけて、段階的に施行される。

- ・平成16年10月（厚生年金保険料の引上げ、基礎年金国庫負担割合の引上げ など）
- ・平成17年 4月（国民年金保険料の引上げ、次世代育成支援の拡充、60歳台前半の在職老齢年金制度の改善 など）
- ・平成17年10月（企業年金のポータビリティの確保 など）
- ・平成18年 4月（障害基礎年金と老齢厚生年金等との併給 など）
- ・平成18年 7月（国民年金保険料多段階免除制度の導入）
- ・平成19年 4月（離婚時の年金分割、遺族年金の見直し など）
- ・平成20年 4月（第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割、年金個人情報の定期的通知）

2. 年金制度改正に係る広報の展開

今回改正については、国民に対する説明が不十分等の指摘があることを踏まえ、公的年金制度の意義・役割、今回改正の内容等について、「分かりやすさ」に重点をおいた説明・広報に積極的に努めているところ。

(1) 政府広報における取組み（内閣府と連携）

- ・新聞、テレビ・ラジオといったメディアを通じた広報
- ・政府広報誌、首相官邸ホームページの活用による説明

(2) 厚生労働省における取組み

- ・広報誌の活用や、パンフレットの作成等による説明・解説
- ・ホームページの活用による説明

(3) 社会保険庁における取組み

- ・「年金週間」（11月6日～12日）を活用した改正内容の周知
- ・事業主、被保険者、年金受給者に向けた広報・お知らせ

3. 今後の主要課題

今後、公的年金一元化を含む社会保障制度全般の一体的見直しや公的年金制度体系の在り方の検討、社会保険庁改革の推進と並行して、制度改革に伴う政令・省令の制定など改正法を着実に施行しつつ、さらに引き続き以下のような課題に取り組んでいく。

(1) 基礎年金国庫負担割合の引上げ

基礎年金に対する国庫負担割合引上げについて、改正法に明記された道筋に従い、確実にその実現を図っていく必要がある。

(2) 短時間労働者に対する厚生年金の適用

短時間労働者に対する厚生年金適用の問題については、改正法附則の検討規定に基づき、改正法施行後5年を目途として、総合的に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じる。

[参考] 国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)附則第3条

- 1 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。
- 2 前項の公的年金制度について見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。
- 3 短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用については、就業形態の多様化の進展を踏まえ、被用者としての年金保障を充実する観点及び企業間における負担の公平を図る観点から、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響、事務手続の効率性、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用への影響並びに他の社会保障制度及び雇用に関する施策その他の施策との整合性に配慮しつつ、企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、この法律の施行後五年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。

(3) その他

「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」の円滑な施行 など

基礎年金国庫負担割合の引上げについて

基礎年金国庫負担割合の引上げとその道筋

【年金制度改正法附則第15条】

平成17年度及び平成18年度において、我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、別に法律で定めるところにより、国庫負担の割合を適切な水準へ引き上げるものとする。

＜平成15年12月与党税制改正大綱＞

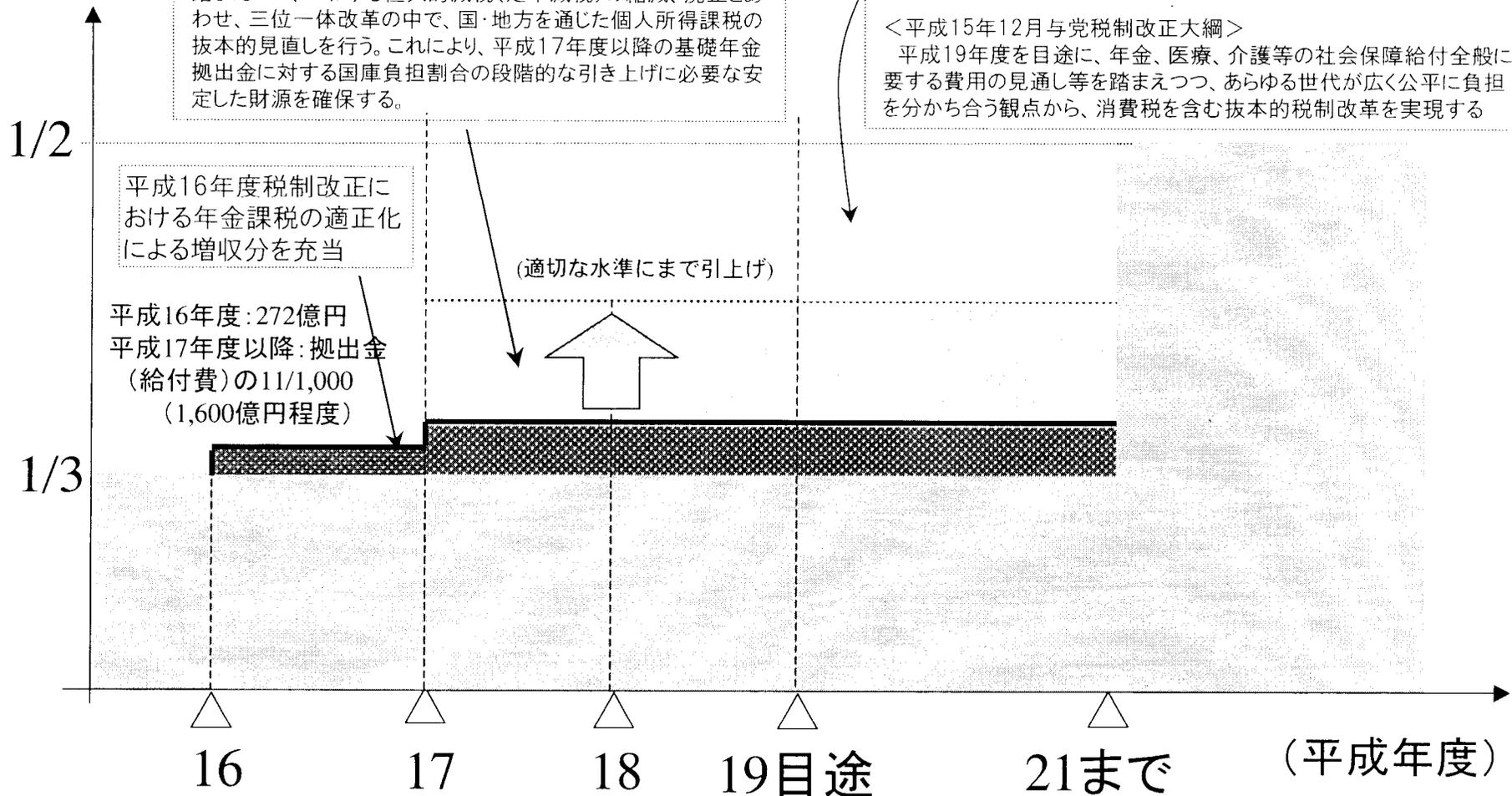
平成17年度及び18年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税(定率減税)の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本の見直しを行う。これにより、平成17年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。

【年金制度改正法附則第16条】

特定年度(国庫負担割合が2分の1に完全に引き上げられる年度)については、平成19年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までのいずれかの年度を定めるものとする。

＜平成15年12月与党税制改正大綱＞

平成19年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する



平成16年度税制改正大綱（抜粋）

（平成15年12月17日自由民主党・公明党）

第一 持続可能な社会保障制度と地方分権の推進を支える税制の確立を目指して

今、わが国は、構造改革を着実に進め、活力ある経済社会を実現していくため、多くの基本的な課題に取り組まなければならない。

第一は、少子高齢化社会における年金、医療、介護等を抜本的に再構築し、持続可能で国民が信頼できる社会保障制度を確立していく必要がある。特に年金制度については、平成21年度までに基礎年金の国庫負担割合を段階的に2分の1に引き上げるための安定した税財源を確保する。

その際、税と社会保険料負担を合わせた国民負担の水準を抑制し、将来にわたってわが国経済社会の活力を維持するようにつとめる。

第二は、「国から地方へ」の考え方に立ち、地方の自立と地域経済の発展を目指して、真の地方分権を推進し、地方自治の確立を図っていく必要がある。特に、平成18年度までに、約4兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減等を行うとともに、地方交付税の見直しと地方への税源移譲を行う「三位一体改革」を進めることが求められている。

その際、地方行革を徹底して進め、地方財政の健全化を図っていくことが重要である。

こうした諸課題を解決するため、むこう数年間のうちに、次のような税制の抜本改革に取り組むこととする。

- 1 平成 16 年度税制改正において年金課税の適正化を行う。この改正により確保される財源は、平成 16 年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担の割合の引上げに充てるものとする。
- 2 平成 17 年度及び平成 18 年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税（定率減税）の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。これにより、平成 17 年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。
- 3 国と地方のいわゆる三位一体改革の一環として、平成 18 年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとする。この本格的な税源移譲を実現するまでの間の暫定的措置として、平成 16 年度税制改正において所得譲与税を創設し、所得税の一部を税源移譲する。
- 4 平成 19 年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する。

平成17年度 厚生労働省税制改正要望項目（抄）

2 安定的で効率的な年金制度の運営の確保

（1）老後生活を支える年金制度の安定的な運営

①基礎年金の国庫負担割合の着実な引上げを図るための税制上の整備

国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しの中で、基礎年金に対する国庫負担割合の段階的な引上げに必要な安定した財源の確保を図る。

平成17年度の年金額の物価スライドについて

- 平成12～14年度は、特例法により、年金額を据え置き。(累積 $\Delta 1.7\%$)
平成15～16年度は、特例法により、平成14～15年分の物価下落分(累積 $\Delta 1.2\%$)を改定。
- 平成16年年金改正法の経過措置に基づき、物価スライド特例水準(平成12～14年度の累積 $\Delta 1.7\%$ 分を据え置いている水準)が、改正後の規定により計算された年金額を上回る間は、特例水準の年金額を支給することとされた。(その間は、特例水準の年金額を維持し、物価が上昇した場合でも引上げを行わないこととし、これにより 1.7% の特例措置分を解消することとされた。)
ただし、物価が下落した場合には、物価スライドにより引き下げ。

(平成16年年金改正法附則7条、27条)

- 概算要求時 平成16年度の消費者物価下落率 $\Delta 0.2\%$ (見込み、本年1月の政府経済見通し)で要求
- 今年の1～10月までの実績値 $\Delta 0.1\%$ (前年同期比)
→ 平成16年の消費者物価指数は $\Delta 0.2\sim +0.1\%$ 程度となる見込み

現在、実績が出ているのは、全国は10月まで、東京都区部は11月(前月比 $+0.6\%$)まで。全国の1年間の実績は、12月末までの実績の出る平成17年1月末に確定。

<方針>

- 平成17年度の年金額の改定については、平成16年年金改正法に基づき、平成16年1年分の物価変動分($\Delta 0.2\sim +0.1\%$ の見込み。平成17年1月末に確定。)のみによる改定とする。(ただし、物価が上昇した場合には据え置き。)
※平成15～16年度における特例法による対応と実質的に同じ。
- 1.7% の特例措置分については、物価が上昇した場合の年金額の改定の中で、解消することとなる。

(参考1)物価の動向(全国消費者物価指数)

(※平成12～14年度は年金額等を据え置く特例措置を講じた。)

	11年	12年	13年	14年	15年	16年1～10月
前年比(%)	△0.3	△0.7	△0.7	△0.9	△0.3	△0.1
	← 特例措置分累積△1.7 →			↓ 15年度に マイナス スライド を実施	↓ 16年度に マイナス スライド を実施	

(参考2)賃金の動向(毎月勤労統計調査(事業所規模5人以上・調査産業計))(前年比%)

	12年	13年	14年	15年	16年 1～9月	16年 1～3月	16年 4～6月	16年 7～9月
きまって支給する給与	0.5	△1.1	△1.6	△0.5	△0.4	△0.2	△0.4	△0.4
給与総額	0.1	△1.5	△2.9	△0.8	△1.0	△1.7	△1.1	△0.2

(注)給与総額にはボーナスを含む

《物価スライドによる引下げを行った場合の年金額と減額幅》

(1月当たり)	平成16年度	△0.1% の場合	△0.2% の場合
国民年金 〔 老齢基礎年金:1人分 〕	66,208円	66,142円 (△66円)	66,075円 (△133円)
国民年金 〔 老齢基礎年金:夫婦2人分 〕	132,416円	132,284円 (△132円)	132,150円 (△266円)
厚生年金 〔 夫婦2人分の基礎年金を 含む標準的な年金額 〕	233,300円	233,058円 (△242円)	232,825円 (△475円)